

事 務 連 絡

平成30年7月30日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

平成31年度で終了する暫定的な医学部入学定員の増加の取扱いについて

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）等に基づく暫定的な医学部入学定員（以下「入学定員」という。）の増加の措置については、平成31年度で終了することとなっていたところです。

このことに関し、別添のとおり、「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成30年6月15日閣議決定。以下「骨太の方針 2018」という。）において、暫定的な措置として、平成32年度及び33年度については、平成31年度の入学定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、現状の医学部定員を概ね維持することとされました。

骨太の方針 2018 を踏まえた平成32年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細については、今秋以降追ってご連絡します。

なお、骨太の方針 2018 においては、平成34年度以降の医師養成数の方針について、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討することとされており、当該方針については、今後、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」において検討される予定です。

(別添)

○経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（抄）

第 3 章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

(前略)

2020 年度、2021 年度については、2019 年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022 年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

(後略)